

令和7年 第15回
仙北市農業委員会総会議事録

令和7年12月5日(金)開催

仙北市農業委員会

令和7年第15回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月5日(金) 午前9時から
2. 開催場所 仙北市役所角館庁舎2階(201.202 会議室)
3. 出席委員(14名)

1番 齋藤 瑠璃子	2番 小田嶋 比左子
3番 藤村 紀章	4番 高橋 健
5番 千葉 智永	6番 佐藤 一也
7番 鈴木 八寿男	9番 藤川 健栄
10番 小玉 均	11番 青柳 良信
13番 大石 知	15番 草薨 良孝
16番 高橋 政敏	17番 藤村 隆清
4. 欠席委員(3名)

8番 荒木田 浩生	12番 佐藤 孝典
14番 門脇 富士美	
5. 議事日程
 - 第1 開会宣言
 - 第2 会長挨拶
 - 第3 議事録署名員並びに会議書記の指名
 - 第4 会務諸報告
 - 第5 議事
 - (1)議案第42号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2)議案第43号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - (3)議案第44号
農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について
 - 第6 閉会
6. 事務局職員

局長 小木田 満洋	主任 高橋 直人
主事 芳賀 元気	

7. 書記 主事 芳賀 元気

8. 議事録署名員 1番 齋藤 瑠璃子 6番 佐藤 一也

9. 会議の概要

会 長 定刻になりました。ただいまから、第15回仙北市農業委員会総会を開催いたします。

《会長挨拶》

議 長 本日の総会への出席委員は、14名、欠席委員は3名です。よって、本総会は定足数に達しております。これより、本日の会議を開きます。(午前9時2分)

議 長 次に、日程3の議事録署名員並びに会議書記を、こちらから指名してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。それではこちらから、議事録署名員並びに会議書記を指名いたします。議事録署名員には、1番齋藤瑠璃子委員、6番佐藤一也委員の両委員を指名いたします。会議書記には、芳賀主事を指名いたします。

議 長 本日の会議の日程につきましては、議事日程表により進行いたします。ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。それでは、日程4会務諸報告をお願いします。

小木田局長 《会務諸報告の朗読及び内容説明》

議 長 ただいま事務局より説明がありました。報告事項ですので質問事項はご容赦願います。(午前9時4分)

議 長 それでは、議事に入ります。議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、整理番号4番及び5番を上程いたします。利害関係者として私が退席します。議長を13番大石代理にお願いします。

〈藤村会長退席〉(午前9時4分)

大石代理 暫時議長を務めます。それでは、整理番号4番及び5番について、事務局より説明をお願いします。

高橋主任 議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、整理番号4番及び5番について説明いたします。

整理番号4番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条交換移転の案件になります。譲渡人は西木町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく西木町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は自作地相

互の交換となります。

整理番号5番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条交換移転の案件になります。譲渡人は西木町〇〇地区の〇〇、譲受人は同じく西木町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は自作地相互の交換となります。

大石代理 説明が終わりました。現地確認報告を6番佐藤一也委員をお願いします。

6番佐藤 《3条調書に基づき現地確認報告》

大石代理 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

「なし」の声あり

大石代理 ないようですので、許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

大石代理 異議なしと認めます。よって、議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、整理番号4番及び5番については、許可することに決定いたします。(午前9時10分)

大石代理 利害関係者の復席を求め、議長を交代します。

〈藤村会長復席〉(午前9時10分)

議 長 次に、議案第42号のうち、整理番号4番及び5番を除き一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。

高橋主任 整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条有償移転の案件になります。譲渡人は〇〇県〇〇郡在住の〇〇さん、譲受人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は耕作不便、経営規模の拡大による売買となります。10a当たり〇〇円、総額で〇〇円です。

整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、畑、畑〇〇筆の合計〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条無償移転の贈与案件になります。譲渡人は〇〇県〇〇市在住の〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は耕作不便、経営規模の拡大となります。

整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条無償移転の贈与案件になります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は農業廃止、受贈となります。

整理番号6番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、原野、田〇〇筆、合計〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく田沢湖〇〇

高橋主任 地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号7番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に原野、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件となります。貸付人は〇〇県〇〇郡在住の〇〇さん、借受人は整理番号6番と同じく〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号8番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号9番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、借受人は同じく〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号10番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号11番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件となります。貸付人は田沢湖卒田地区の〇〇さん、借受人は同じく田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いいたします。整理番号1番について、事務局からお願いします。

高橋主任 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号2番及び3番について、10番小玉均委員をお願いします。

10番小玉 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号4番及び5番について、6番佐藤一也委員をお願いします。

6番佐藤 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号6番から10番について、16番高橋政敏委員をお願いします。
16番高橋 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号11番について、4番高橋健委員をお願いします。

4番高橋 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。
「なし」の声あり

議長 ないようですので、許可することにご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決定いたします。(午前9時30分)

議長 次に、議案第43号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いします。

高橋主任 議案第43号、農地法第4条の規定による許可申請についてを説明いたします。

整理番号1番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、4条の自己転用案件になります。転用理由は農機具を保管するための農業用施設を建設。期間は永年転用です。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を6番佐藤一也委員、をお願いします。

6番佐藤 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。
「なし」の声あり

議長 ないようですので、原案のとおり決定し、答申することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第43号、農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり決定し、答申することとします。(午前9時35分)

議長 次に議案第44号、農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見についてのうち、整地番号9番及び10番を上程します。利害関係者の退席を求めます。4番高橋健委員。

〈4番高橋委員退席〉(午前9時35分)

議長 それでは、整理番号9番及び10番について、事務局から説明をお願いします。

す。
芳賀主事 整理番号9番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、機構法使用貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者が田沢湖〇〇地区の〇〇さん、貸借権の設定を受ける者が同じく田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。期間は〇〇年間です。

整理番号10番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、機構法使用貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者が角館町〇〇地区の〇〇さん、貸借権の設定を受ける者が整理番号9番と同じく〇〇さんです。期間は〇〇年間です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告を3番藤村紀章委員お願いします。

3番藤村 《現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。
「なし」の声あり

議 長 ないようですので、このとおり決定することにご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって議案第21号、農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号9番及び10番については、原案のとおり決定し答申することとします。(午前9時40分)

議 長 利害関係者の復席を求めます。

〈4番高橋委員復席〉(午前9時40分)

議 長 次に、議案第44号のうち、整理番号16番を上程します。利害関係者の退席を求めます。16番高橋政敏委員。

〈16番高橋委員退席〉(午前9時41分)

議 長 それでは、整理番号16番について、事務局から説明をお願いします。

芳賀主事 整理番号16番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、機構法使用貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者は同じく〇〇さん、貸借権の設定を受ける者は同じく田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。期間は〇〇年〇〇ヶ月です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告を13番大石知委員お願いします。

13番大石 《現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。
「なし」の声あり

議 長 ないようですので、このとおり決定することにご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって議案第21号、農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号16番については、原案のとおり決定し答申することとします。(午前9時47分)

議 長 利害関係者の復席を求めます。

〈16番高橋委員復席〉(午前9時47分)

次に、議案第44号のうち、整理番号9番、10番及び16番を除き、一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

芳賀主事 整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、所有権移転の公社特例売買事業になります。所有権を移転する者は公益社団法人 秋田県農業公社、所有権の移転を受ける者は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。総額は〇〇円です。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の公社特例売買事業になります。所有権を移転する者は整理番号1番と同じく公益社団法人 秋田県農業公社、所有権の移転を受ける者は田沢湖〇〇地区の〇〇です。10a当たりの金額は〇〇円、総額〇〇円です。

整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、所有権移転の公社特例売買事業になります。所有権を移転する者は同じく公益社団法人 秋田県農業公社、所有権の移転を受ける者は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。10a当たりの金額は〇〇円、総額〇〇円です。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の公社特例売買事業になります。所有権を移転する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は公益社団法人 秋田県農業公社です。買受予定者は〇〇さん。総額は〇〇円です。

整理番号5番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、田、畑〇〇筆、合計〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の公社特例売買事業になります。所有権を移転する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は整理番号4番と同じく公益社団法人 秋田県農業公社です。買受予定者は〇〇さん。総額は〇〇円です。

整理番号6番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の公社特例売買事業になります。所有権を移転する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は同じく公益社団法人 秋田県農業公社です。買受予定者は〇〇さん。10a当たりの金

芳賀主事 額は〇〇円、総額〇〇円です。

整理番号7番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、機構法使用貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者が田沢湖〇〇地区の〇〇さん、貸借権の設定を受ける者が田沢湖〇〇地区の〇〇です。期間は〇〇年〇〇ヶ月です。

整理番号8番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、機構法使用貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者が田沢湖〇〇地区の〇〇さん、貸借権の設定を受ける者が整理番号7番と同じく〇〇です。期間は〇〇年〇〇ヶ月です。

整理番号11番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、機構法貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、貸借権の設定を受ける者は同じく田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。期間は〇〇年間、10a当たりの賃借料は〇〇円、年額〇〇円です。

整理番号12番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、機構法貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者は整理番号11番と同じく〇〇さん、貸借権の設定を受ける者は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。期間は〇〇年間、10a当たりの賃借料は〇〇円、年額〇〇円です。

整理番号13番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、機構法貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、貸借権の設定を受ける者は同じく田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。期間は〇〇年間、10a当たりの賃借料は〇〇円、年額〇〇円です。

整理番号14番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、機構法貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、貸借権の設定を受ける者は同じく田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。期間は〇〇年間、10a当たりの賃借料は〇〇円、年額〇〇円です。

整理番号15番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、機構法貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者は整理番号14番と同じく〇〇さん、貸借権の設定を受ける者は同じく田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。期間は〇〇年間、10a当たりの賃借料は〇〇円、年額〇〇円です。

整理番号17番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、機構法貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者は同じく〇〇さん、貸借権の設定を受ける者は同じく田沢湖〇〇地区の〇〇です。期間は〇〇年間、10a当たりの賃借料は〇〇円、年額〇〇円です。

整理番号18番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、機構法使用貸借の新規案件になります。貸借権を設定する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、貸借権の設定を受ける者は同じく西木町〇〇地区の〇〇さんです。期間は〇〇年間です。

整理番号19番から28番については再設定案件、整理番号29番は移転案件になりますので説明を省略します。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番について4番高橋健委員をお願いします。

4 番 高 橋 議 長 《現地確認報告》
次に、整理番号2番及び3番について、5番千葉智永委員をお願いします。

5 番 千 葉 議 長 《現地確認報告》
次に、整理番号4番について、9番藤川健栄委員をお願いします。

9 番 藤 川 議 長 《現地確認報告》
次に、整理番号5番について、6番佐藤一也委員をお願いします。

6 番 佐 藤 議 長 《現地確認報告》
次に、整理番号6番及び18番について、1番齋藤瑠璃子委員をお願いします。

1 番 齋 藤 議 長 《現地確認報告》
次に、整理番号7番及び8番について、事務局からお願いします。

芳賀主事 議 長 《現地確認報告》
次に、整理番号11番から15番及び17番について、16番高橋政敏委員をお願いします。

16 番 高 橋 議 長 《現地確認報告》
整理番号19番から28番については再設定、29番は移転案件ですので現地確認報告は省略させていただきます。

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。
「なし」の声あり

議 長 ないようですので、このとおり決定することにご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって議案第21号、農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見のうち、整理番号9番、10番及び16番を除き、原案のとおり

決定し答申することとします。(午前10時5分)

議 長 これ、予定議案審議が終了しました。次に、協議・連絡事項に入ります。事務局より説明をお願いします。

小木田局長 協議事項
なし

小木田局長 連絡事項
今後の日程

*12月22日(月) 農用地利用調整会議 午前9時から
仙北市役所角館庁舎2階(201・202会議室)

*1月7日(水) 第1回農業委員会総会 午後4時から
グランデールガーデン2階

*1月7日(水) 新春懇談会 午後5時30分から
グランデールガーデン2階

議 長 これ、令和7年第15回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。慎重なる審議をいただき、ありがとうございました。(午前10時15分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 員 1 番 _____

署 名 員 6 番 _____